

令和3年10月27日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

議第44号 草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則案

議第45号 草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則案

議第46号 草津市教育委員会の所管に属する職員の休職処分につき議決を求めることについて

議第44号

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和3年10月27日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園規則（昭和55年草津市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

矢倉幼稚園	4歳児	55人
	5歳児	65人

」を

「

矢倉こども園	3歳児	30人
	4歳児	35人
	5歳児	35人

」に改める。

第8条中「草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園許可通知書（教育認定）」を「草津市立幼稚園型認定こども園入園許可通知書（教育認定）」に改め、「草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園不許可通知書（教育認定）」を「草津市立幼稚園型認定こども園入園不許可通知書（教育認定）」に改める。

別記様式第1号中「㊟」および「氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

別記様式第2号および別記様式第4号中「幼稚園・」を削る。

別記様式第6号および別記様式第7号中「㊟」および「注 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則による改正後の草津市立幼稚園規則の規定による入園の申請およびこれに対する許可の手續その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（様式に関する経過措置）

- 3 この規則の施行の際現にある改正前の草津市立幼稚園規則の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 (案)	旧 規 則																								
<p>第1条 (略) (定数)</p> <p>第2条 幼稚園の園児の定数は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>園名</th> <th>学年</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">矢倉こども園</td> <td>3歳児</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>35人</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>35人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第7条 (略) (入園)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 教育委員会は、入園を許可するときは、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園型認定こども園入園許可通知書(教育認定)(別記様式第2号)を、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園型認定こども園入園許可通知書(保育認定)(別記様式第3号)を交付するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、入園を不許可とするときは、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園型認定こども園入園不許可通知書(教育認定)(別記様式第4号)を、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園型認定こども園入園不許可通知書(保育認定)(別記様式第5号)を交付するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第8条の2～第11条 (略)</p>	園名	学年	定数	(略)	(略)	(略)	矢倉こども園	3歳児	30人	4歳児	35人	5歳児	35人	<p>第1条 (略) (定数)</p> <p>第2条 幼稚園の園児の定数は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>園名</th> <th>学年</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">矢倉幼稚園</td> <td>4歳児</td> <td>55人</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>65人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第7条 (略) (入園)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 教育委員会は、入園を許可するときは、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園許可通知書(教育認定)(別記様式第2号)を、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園型認定こども園入園許可通知書(保育認定)(別記様式第3号)を交付するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、入園を不許可とするときは、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園不許可通知書(教育認定)(別記様式第4号)を、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園型認定こども園入園不許可通知書(保育認定)(別記様式第5号)を交付するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第8条の2～第11条 (略)</p>	園名	学年	定数	(略)	(略)	(略)	矢倉幼稚園	4歳児	55人	5歳児	65人
園名	学年	定数																							
(略)	(略)	(略)																							
矢倉こども園	3歳児	30人																							
	4歳児	35人																							
	5歳児	35人																							
園名	学年	定数																							
(略)	(略)	(略)																							
矢倉幼稚園	4歳児	55人																							
	5歳児	65人																							

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 (案)

旧 規 則

様式第1号 (第8条第1項関係)

※入園願書受付番号

草津市教育委員会 宛

入 園 願 書

保護者 住所 氏名 年 月 日

次に名を 園に入園させたいから、許可を申請します。

就 園 期 間 年 月 日から 年 月 日

ふりがな 男 満 歳

子ども氏名 女 年 月 日生

現 住 所 草津市 丁目 番 号

町 番地

ふりがな 子どもの続柄

保護者氏名

連絡方法 (電話番号) 自宅 (氏名:)

緊急連絡先

子どもの健康状態 既往の疾病

子どもの性格、行動、情緒の傾向および健康や発達の状態等、指導上参考となること

入園前の状況 (在宅、他の就学前施設等)

備考 ※欄は記入しないこと。

様式第1号 (第8条第1項関係)

※入園願書受付番号

草津市教育委員会 宛

入 園 願 書

保護者 住所 氏名 年 月 日

次に名を 園に入園させたいから、許可を申請します。

就 園 期 間 年 月 日から 年 月 日

ふりがな 男 満 歳

子ども氏名 女 年 月 日生

現 住 所 草津市 丁目 番 号

町 番地

ふりがな 子どもの続柄

保護者氏名

連絡方法 (電話番号) 自宅 (氏名:)

緊急連絡先

子どもの健康状態 既往の疾病

子どもの性格、行動、情緒の傾向および健康や発達の状態等、指導上参考となること

入園前の状況 (在宅、他の就学前施設等)

備考 ※欄は記入しないこと。
氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

新旧対照表

新 規 則 (案)

旧 規 則

様式第2号 (第8条第2項関係)

番 年 月 日

草津市立幼稚園型認定こども園入園許可通知書 (教育認定)

様

草津市教育委員会

申込みのありました草津市立幼稚園型認定こども園の入園について、次のとおり許可したので通知します。

記

施設 (事業者) を利用する 子どもの氏名及び生年月日	
利用する施設 (事業者) の 名称及び所在地	
利用期間	
備考	

様式第2号 (第8条第2項関係)

番 年 月 日

草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園許可通知書 (教育認定)

様

草津市教育委員会

申込みのありました草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園の入園について、次のとおり許可したので通知します。

記

施設 (事業者) を利用する 子どもの氏名及び生年月日	
利用する施設 (事業者) の 名称及び所在地	
利用期間	
備考	

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

新旧対照表

新 規 則 (案)

別記様式第3号 (略)

様式第4号 (第8条第3項関係)

号
作 月 日

草津市立幼稚園型認定こども園入園不許可通知書 (教育認定)

様

草津市教育委員会

申込みのありました幼稚園型認定こども園の入園について、次の理由により不許可となりまして通知します。

利用できない子どもの氏名及び生年月日	
利用希望する施設 (事業者) の名称	
理由	

- 記
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
 - この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として (訴訟にたいして) 草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

旧 規 則

別記様式第3号 (略)

様式第4号 (第8条第3項関係)

号
年 月 日

草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園不許可通知書 (教育認定)

様

草津市教育委員会

申込みのありました幼稚園・幼稚園型認定こども園の入園について、次の理由により不許可となりましたので通知します。

利用できない子どもの氏名及び生年月日	
利用希望する施設 (事業者) の名称	
理由	

- 記
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
 - この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として (訴訟において) 草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 (案)

旧 規 則

別記様式第5号 (略)

別記様式第5号 (略)

様式第6号 (第9条第1項関係)

園長 宛	休 (退) 園 届	年 月 日
(子ども氏名)	住所 保護者 氏名	
このたび (子ども氏名) を次の理由により休 (退) 園させたいのでお届けします。		
記		
1 退園日または休園期間		
2 理 由		

様式第6号 (第9条第1項関係)

園長 宛	休 (退) 園 届	年 月 日
(子ども氏名)	住所 保護者 氏名	
このたび (子ども氏名) を次の理由により休 (退) 園させたいのでお届けします。		
記		
1 退園日または休園期間		
2 理 由		

注 氏名を記載し押印することによって、署名することができる。

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 (案)

旧 規 則

様式第7号 (第9条第3項附括)

復 園 願 園長 宛 (子ども氏名) このたび 1 復園日 2 理 由	年 月 日 住所 保護者 氏名 (子ども氏名) を次の理由により復園させたいのでお届けします。 記
--	--

様式第7号 (第9条第3項附括)

復 園 願 園長 宛 (子ども氏名) このたび 1 復園日 2 理 由	年 月 日 住所 保護者 氏名 (子ども氏名) を次の理由により復園させたいのでお届けします。 記
--	--

注 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 (案)	旧 規 則
<p>別記様式第8号(略)</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 <u>この規則は、令和4年4月1日から施行する。</u> (準備行為)</p> <p>2 <u>この規則による改正後の草津市立幼稚園規則の規定による入園の申請およびこれに対する許可の手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。</u> (様式に関する経過措置)</p> <p>3 <u>この規則の施行の際現にある改正前の草津市幼稚園規則の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。</u></p>	<p>別記様式第8号(略)</p>

議第45号

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和3年10月27日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則（平成27年草津市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第2号」を削り、第8号を次のように改める。

(8) 草津市立矢倉こども園

第4条第1項中「、土曜日」および「(幼稚園型認定こども園にあつては日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日および12月29日から翌年の1月3日までの日以外の日)」を削る。

第6条中「草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園預かり保育申込書」を「草津市立幼稚園型認定こども園預かり保育申込書」に改める。

第7条中「草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園預かり保育承認書」を「草津市立幼稚園型認定こども園預かり保育承認書」に改める。

別記様式第1号中「幼稚園・」および「印」を削り、

「備考 1 記載事項に変更があつた場合は、直ちにその内容を届け出ること。

2 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。」を

「備考 記載事項に変更があつた場合は、直ちにその内容を届け出ること。」に改める。

別記様式第2号および別記様式第3号中「幼稚園・」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の規定による預かり保育の申込みおよびこれに対する承認の手續その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(様式に関する経過措置)

3 この規則の施行の際現にある改正前の草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の改正する規則 新旧対照表

改正後 (案)	改正前 (現行)
<p>第1条 (略) (預かり保育実施施設)</p> <p>第2条 条例第8条第1項に規定する預かり保育 (以下「預かり保育」という。) は、次に掲げる幼稚園で実施する。</p> <p>(1) 草津市立笠縫東こども園 (2) 草津市立志津こども園 (3) 草津市立山田こども園 (4) 草津市立常盤こども園 (5) 草津市立老上こども園 (6) 草津市立玉川こども園 (7) 草津市立笠縫こども園 (8) <u>草津市立矢倉こども園</u></p> <p>第3条 (略) (預かり保育の実施日および実施時間)</p> <p>第4条 条例第8条第1項の教育委員会規則で定める日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日および12月29日から翌年の1月3日までの日以外の日 (以下「教育課程の実施日以外の預かり保育実施日」という。) とする。</p> <p>2～3 (略) 第5条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (預かり保育実施施設)</p> <p>第2条 条例第8条第2号に規定する預かり保育 (以下「預かり保育」という。) は、次に掲げる幼稚園で実施する。</p> <p>(1) 草津市立笠縫東こども園 (2) 草津市立志津こども園 (3) 草津市立山田こども園 (4) 草津市立常盤こども園 (5) 草津市立老上こども園 (6) 草津市立玉川こども園 (7) 草津市立笠縫こども園 (8) <u>草津市立矢倉幼稚園</u></p> <p>第3条 (略) (預かり保育の実施日および実施時間)</p> <p>第4条 条例第8条第1項の教育委員会規則で定める日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日および12月29日から翌年の1月3日までの日以外の日 (幼稚園型認定こども園にあつては日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日および12月29日から翌年の1月3日までの日以外の日) とする。</p> <p>2～3 (略) 第5条 (略)</p>

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後 (案)	改正前 (現行)
<p>(預かり保育の申込み)</p> <p>第6条 預かり保育を利用しようとする子どもの保護者は、草津市立幼稚園型認定こども園預かり保育申込書(別記様式第1号)により利用の申込みをしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(預かり保育の承認等)</p> <p>第7条 教育委員会は、預かり保育の利用を承認したときは、<u>草津市立幼稚園型認定こども園預かり保育承認書(別記様式第2号)</u>により通知するものとする。</p> <p>2 教育委員会は、預かり保育の利用を不承認としたときは、<u>草津市立幼稚園型認定こども園預かり保育不承認に関する通知書(別記様式第3号)</u>により通知するものとする。</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(預かり保育の申込み)</p> <p>第6条 預かり保育を利用しようとする子どもの保護者は、草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園預かり保育申込書(別記様式第1号)により利用の申込みをしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(預かり保育の承認等)</p> <p>第7条 教育委員会は、預かり保育の利用を承認したときは、<u>草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園預かり保育承認書(別記様式第2号)</u>により通知するものとする。</p> <p>2 教育委員会は、預かり保育の利用を不承認としたときは、<u>草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園預かり保育不承認に関する通知書(別記様式第3号)</u>により通知するものとする。</p> <p>第8条 (略)</p>

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の改正する規則の新旧対照表

改正後（案）

改正前（現行）

別記

様式第1号（第6条第1項関係）

草津市立幼稚園型認定こども園預かり保育申込書

年 月 日

草津市教育委員会 宛

保護者 氏名 _____

住 所 _____

下記のとおり、預かり保育の利用を申込みます。

子ども	ふりがな 氏名	学年 在年月日	歳児 クラス	組
	ふりがな 氏名	続柄 ふりがな 氏名	続柄 ふりがな 氏名	続柄
保護者	預かり保育を利用する理由： _____			
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日			

備考 記載事項に変更があった場合は、直ちにその内容を届け出ること。

別記

様式第1号（第6条第1項関係）

草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園預かり保育申込書

年 月 日

草津市教育委員会 宛

保護者 氏名 _____

住 所 _____

下記のとおり、預かり保育の利用を申込みます。

子ども	ふりがな 氏名	学年 生年月日	歳児 クラス	組
	ふりがな 氏名	続柄 ふりがな 氏名	続柄 ふりがな 氏名	続柄
保護者	預かり保育を利用する理由： _____			
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日			

備考 1 記載事項に変更があった場合は、直ちにその内容を届け出ること。

2 氏名を記載し押印することによって、署名することができる。

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後（案）	改正前（現行）
<p>様式第2号（第7条第1項関係）</p> <p>年 月 日</p> <p>草津市立幼稚園型認定こども園預かり保育承認書</p> <p>保護者氏名 _____ 様</p> <p>子ども氏名 _____ 様</p> <p>草津市教育委員会</p> <p>申込みのあった預かり保育の利用を承認します。 ただし、以下に掲げる場合は利用できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育時間終了時に降園させることができないようになった場合 ・ 預かり保育料の滞納がある場合 ・ 利用定員を超えている場合 	<p>様式第2号（第7条第1項関係）</p> <p>年 月 日</p> <p>草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園預かり保育承認書</p> <p>保護者氏名 _____ 様</p> <p>子ども氏名 _____ 様</p> <p>草津市教育委員会</p> <p>申込みのあった預かり保育の利用を承認します。 ただし、以下に掲げる場合は利用できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育時間終了時に降園させることができないようになった場合 ・ 預かり保育料の滞納がある場合 ・ 利用定員を超えている場合

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の改正する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後（案）

改正前（現行）

様式第3号（第7条第2項関係）

様式第3号（第7条第2項関係）

草津市立幼稚園型認定こども園預かり保育不承認に関する通知書

草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園預かり保育不承認に関する通知書

年 月 日

年 月 日

様

様

草津市教育委員会

草津市教育委員会

申込みのありまじりました草津市立幼稚園型認定こども園預かり保育について、次の理由により不承認となりましたので通知します。

申込みのありまじりました草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園預かり保育について、次の理由により不承認となりましたので通知します。

子ども	ふりがな 氏 名	生年月日	
不承認理由			

子ども	ふりがな 氏 名	生年月日	
不承認理由			

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後 (案)	改正前 (現行)
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 <u>この規則は、令和4年4月1日から施行する。</u> (準備行為)</p> <p>2 <u>この規則による改正後の草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の規定による預かり保育の申込みおよびこれに対する承認の手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。</u> (様式に関する経過措置)</p> <p>3 <u>この規則の施行の際現にある改正前の草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。</u></p>	

議第46号

草津市教育委員会の所管に属する職員の休職処分につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年10月27日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

